

IPRA 気候変動 コミュニケーション・ガイドライン

国連の SDGs（持続可能な開発目標）、特に目標 13 の「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」こと。

パブリック・リレーションズ実務家は、そのコミュニケーション・スキルにより、独自の影響力・手段を有していること。

パブリック・リレーションズ実務家は、組織とステークホルダーをつなぐ存在であるため、気候変動に立ち向かう極めて重要な役割を担うこと。

パブリック・リレーションズ実務家は、気候変動に関するコミュニケーションを行うにあたり、以下を実施する。

1. IPRA 倫理綱領・行動規範 第 2 条：以下の方法で誠実に行動することを定める。
 - ・気候関連のコミュニケーションにおいて、誠実さを保証する。
 - ・科学を、公共の場で理解されるコミュニケーションに変換する。
2. IPRA 倫理綱領・行動規範 第 3 条：以下の方法で対話のための道徳的条件を保証する。
 - ・ PR 実務者が安心して悩みを打ち明けられる社内風土を醸成する。
 - ・積極的に気候変動対策をしている外部提唱者と協力する。
 - ・専門的および公的な場での気候に関する教育を促進する。
3. IPRA 倫理綱領・行動規範 第 4 条：以下の方法でオープンかつ透明性の高い活動を行う。
 - 自組織の排出量と削減経路について報告すること。
4. IPRA 倫理綱領・行動規範 第 5 条；以下の方法で、職業上の衝突を回避する。
 - 引き受けた仕事について熟慮する。
 - 業務が国連の持続可能な開発目標に沿ったものであることを保証する。
 - 社会的な期待を顧客と経営陣に助言する。
5. IPRA 倫理綱領・行動規範第 7 条：以下の方法で真実性と正確性を保証する。
 - 気候変動に関して、政府間パネルに沿った科学的根拠に基づく情報源の参照を勧める。
 - 反対文献を参照するようクライアントに勧める。
 - 公的な場での不正確なコミュニケーションを訴える。
6. IPRA 倫理綱領・行動規範 第 8 条：以下の方法で誤解を招くような情報を発信しない。
 - 科学に基づくデータを参照することにより、コミュニケーションにおけるグリーンウォッシングを防止する。

7. IPRA 倫理綱領・行動規範 第 10 条：以下の方法で、未公開の利益に資する組織を利用しない。

□ 排出量の大きな貢献者である組織や、気候変動を否定する組織から資金提供を受けている研究機関を利用しない。

2023 年 1 月制定